

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和7年8月8日

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

資料

改正概要

改正内容

委員を追加する目的

委員構成及び委員数

委員の任期

今後のスケジュール

関連する規則の一部改正

施行日

【参考資料】大磯町附属機関の設置に関する条例 抜粋

1

1

1

2

2

2

3

総務課

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

1 改正概要

新庁舎整備事業における設計施工一括発注方式による事業者の選定に当たり、事業者の選定基準について審議し、また、事業者を公平かつ適正に選定するための委員会を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関として位置付けておりますが、委員を追加し、より幅広い視点からの意見等を取り入れ、より良い決定につなげるため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 委員を追加する目的

新庁舎整備事業については、民間活力の導入により財政負担の軽減や工期の縮減を図るため、設計施工一括発注方式（DB方式）により整備を行うこととして進めております。

この設計施工一括発注方式に係る事業者の選定に当たり、評価項目・評価方法（着眼点）・配点といった選定基準を審議し、選定基準に基づき事業者の提案内容を公平かつ適正に審査・選定することを目的に設置しましたが、より幅広い視点からの意見や専門的な知識や経験に基づいた議論を深めることで、特定の委員の意見に偏ることなく、より客観的な判断をするために、委員を追加するものです。

(2) 委員構成及び委員数

委員会の委員は、以下の改正を予定しています。

委 員	改正前	改正後
副町長	1 人	1 人
外部委員（学識経験者）	2 人	5 人
部長・参事及び課長	7 人	5 人
公募町民	0 人	2 人
計	10 人	13 人

(3) 委員の任期

委員の任期は、大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会規則（令和 6 年大磯町規則第 22 号）第 4 条の規定に基づき、「委嘱又は任命の日から当該事業者選定の審査が終了する日まで」とします。

(4) 今後のスケジュール

(令和7年7月)	第1回委員会：事業概要の確認、選定基準の審議・決定
令和8年1月	第2回委員会：書類審査 第3回委員会：事業者のプレゼンテーション、最終審査、 審査講評

(5) 関連する規則の一部改正

附属機関である大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会の委員を追加することに伴い、大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会規則（令和6年大磯町規則第22号）第3条の委員に「公募町民」を追加する。

(6) 施行日

公布の日から施行します。

大磯町附属機関の設置に関する条例(昭和30年6月30日大磯町条例第16号) 抜粋

大磯町附属機関の設置に関する条例

(附属機関の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関)

第2条 執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。

(必要な事項)

第3条 前条に規定する機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項は、法令に特別の定めがあるものを除くほか規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年12月1日より適用する。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員数
町長	大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方式事業者選定委員会	新庁舎整備における設計施工一括発注方式に係る事業者の選定に関し審議を行うこと。	10人以内